第２章　沖縄県の援護行政の変遷

１　援　護　事　務

(1) 沖縄の援護業務の沿革

【戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護】

沖縄は、敗戦により昭和２７年４月２８日の講和条約発効に至るまで殆ど本土との交通が途絶した。その間、援護業務としては日本本土を経由して復員引揚等が行われたり、個別の慰霊祭等が執り行われたりしたが、特にみるべきものはなかった。

昭和２７年４月３０日に戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）が日本本土で公布され、４月１日に適用が開始されたが、あいにく沖縄は直ちに法の適用をうけることはできなかった。しかし、翌昭和２８年３月２６日に「北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大島諸島を含む。）に現存する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱いについて」（援護第 187号通知）により、沖縄にも援護法が適用されることになった。

同年４月には、琉球政府においても社会局に国場瑞星課長以下総勢１６名により援護課が新設され、沖縄の援護事務が開始された。

また、援護事務の資料として必要な戸籍は、昭和２２年の臨時戸籍取扱要綱により調製されていたが、その公証性に問題があるため昭和２８年１１月１６日には戸籍整備法が公布され、戸籍の整備促進が図られた。

当初の援護法適用時点では女子学徒で看護婦として従軍した人は軍属として取り扱われたが、男子学徒は直ちに身分は認められなかったが、その後調査検討がなされた結果、軍人とすることが確定された。

一般住民についても、昭和３４年４月から戦闘参加の実態により、準軍属として障害年金、遺族給与金が支給されるようになった。

また、６歳未満等の遺族に対しても昭和３７年には「沖縄戦戦斗協力者死没者等見舞金支給要綱」により死没者１人あたり２万円の見舞金が支給された。その後、６歳未満の処遇については、沖縄戦傷害者の会等の活動により、国は、昭和５６年１０月から沖縄戦に参加した沖縄戦当時６歳未満の戦傷病者及び戦没者についても

戦闘参加の実態があるものについて援護法を適用し処遇することとなった。

また、サイパン、テニアンなど外地における6歳未満についても、昭和６３年に戦闘参加の実態があるものについては援護法を適用することが決定された。

【恩給法による援護】

旧軍人軍属の恩給については、昭和２１年に傷病恩給を除いて廃止されたが、昭和２８年法律第１５５号により、旧軍人・軍属等の恩給、扶助料が復元されて、昭和２８年４月から支給されることになった。

【特別給付金支給法による援護】

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法は昭和３８年法律第６１号で制定され、戦没者の妻が一心同体である夫を失ったこと、生計の中心を失い、経済的な困難と戦ってこなければならなかったこと等の精神的苦痛に対して国としての特別の慰藉をするために、一人あたり２０万円の国債が交付された。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が、昭和４２年法律第５７号で制定された。これにより、先の大戦で公務により子孫が絶えたところの父母及び祖父母に、国として慰籍を行うため特別給付金として一人あたり１０万円の国債が交付された。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法は昭和４１年法律第１０９号で制定された。この法律は特別な精神的苦痛を蒙ってきた戦傷病者の妻に対し、国として特別な慰籍を行う目的で傷の程度によりひとり当たり５～１０万円の国債を交付するものである。

【特別弔慰金支給法による援護】

特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和４０年 法律 第１００号）により、先の大戦において公務等のために国に殉じた戦没者に弔慰を表すため、３万円の１０年償還の記名国債を支給するものであった。

以来、各特別給付金は数次の改正を経て現在に至っている。

【戦傷病者特別援護法による援護】

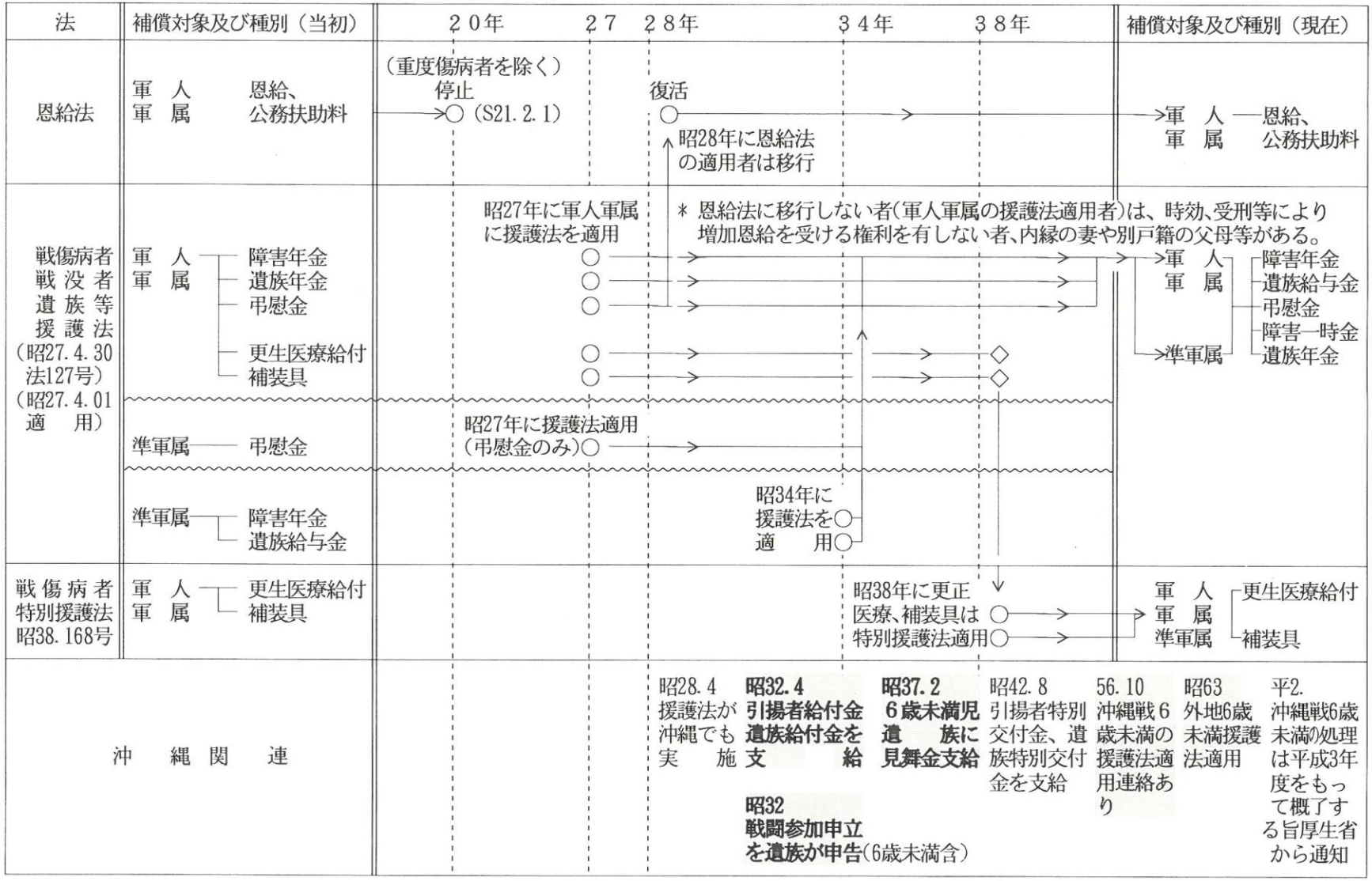
昭和３８年法律第１６８号として制定され、戦傷病手帳を交付し、療養給付や、補装具支給等各種の援護を行っている。

援護関係法一覧

分類	裁定権者	給付の種別	略称	法律の名称	目的	略称
年金	厚生大臣	障害年金 遺族年金 遺族給与金	援護年金	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭27年法第127号）	軍人軍属及び準軍属の、公務上の傷病又は死亡等に関し、援護を行うことを目的とする。	援護法
国債	厚生大臣	弔慰金				
		特別弔慰金		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭40年法第100号）	軍人軍属及び準軍属の方々に国として弔慰の意を表するため特別弔慰金を支給するものである。（対象：戦没者遺族の年金等受給権者が失権し他に受給権者がいない場合に支給する。）	特弔法
	知事	特別給付金		戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭38年法第61号）	戦没者等の妻が特別の精神的苦痛を有する点に鑑み、特別の慰藉をするため特別給付金を支給するものである。	没妻法
				戦傷病者等の妻〃（昭41年法第109号）	戦傷病者等の妻には、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより、特別な精神的痛苦がある点に鑑み、特別の慰藉をするためかかる妻に対し特別給付金を支給するものである。	傷妻法
				戦没者の父母等〃（昭42年法第57号）	先の大戦により、すべての子又は最後に残された子を戦闘に関連して亡くした父母及び同様の立場にある孫を亡くした祖父母について、特別の事情がある点に鑑み、これらの父母及び祖父母に対し特別の慰藉をするため特別給付金を支給するものである。	父母法
		引揚者給付金		引揚者給付金等支給法（昭32年法第109号）	戦後海外からの引揚者に対し、長年海外で築き上げた財産及び生活の基盤を失ったことから、その生活再建のための援護を行うことを目的とするものである。 又、死亡した引揚者の遺族に対しても遺族給付金を支給するものである。	—
		遺族給付金		引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭42法第114号）		

特給関係法

援護関係法適用の変遷


法
補償対象及び種別（当初）
２０年
２７
２８年
３４年
３８年
補償対象及び種別（現在）
恩給法
軍人
軍属
恩給、
公務扶助料
（重度傷病者を除く）
停止
（S21.2.1）
復活
昭28年に恩給法の適用者は移行
軍人
軍属
恩給、
公務扶助料
戦傷病者
戦没者
遺族等
援護法
（昭27.4.30
法127号）
（昭27.4.01
適用）
昭27年に軍人軍属に援護法を適用
＊恩給法に移行しない者（軍人軍属の援護法適用者）は、時効、受刑等により増加恩給を受ける権利を有しない者、内縁の妻や別戸籍の父母等がある。
軍人
軍属
障害年金
遺族年金
弔慰金
更生医療給付
補装具
軍人
軍属
準軍属
障害年金
遺族給与金
弔慰金
障害一時金
遺族年金
準軍属
弔慰金
昭27年に援護法適用
（弔慰金のみ）
準軍属
障害年金
遺族給与金
昭34年に
援護法を
適用
戦傷病者
特別援護法
昭38.168号
軍人
軍属
更生医療給付
補装具
昭38年に更正
医療、補装具は
特別援護法適用
軍人
軍属
準軍属
更生医療給付
補装具
沖縄関連
昭28.4
援護法が
沖縄でも
実施
昭32.4
引揚者給付金
遺族給付金を
支給
昭32
戦闘参加申立
を遺族が申告（6歳未満含）
昭37.2
6歳未満児
遺族に
見舞金支給
昭42.8
引揚者特別
交付金、遺
族特別交付
金を支給
56.10
沖縄戦6
歳未満の
援護法適
用連絡あ
り
昭63
外地6歳
未満援護
法適用
平2.
沖縄戦6歳
未満の処理
は平成3年
度をもっ
て概了す
る旨厚生省
から通知

(2) 戦没者遺族の援護

ア. 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

沖縄は、敗戦により日本本土と分離されたたため、昭和２７年４月２８日の講和条約発効に至るまで殆ど本土との交通が途絶した。

その間、執行機関は米軍施政権下のなかで沖縄諮詢会、各群島政府、さらに琉球政府とめまぐるしく変化したが、援護業務としては日本本土を経由して復員引揚等が行われたり、個別の慰霊祭等が執り行われたりしたが、特にみるべきものはなかった。

昭和２７年４月３０日に援護法が日本本土で公布され、４月１日に適用が開始されたが、あいにく沖縄は直ちに法の適用をうけることはできなかった。琉球住民に対する援護法の適用については、日本が主権を保有することから、琉球人は日本国籍を有するものとして適用されるべきだという論議がなされたが、直ちに適用されるには至らなかった。

しかし、同年７月１日、総理府に南方連絡事務局が設置され、その現地附属機関として那覇日本政府南方連絡事務所（初代所長：今城登）が設置され、援護業務の地ならしが始められた。

翌昭和２８年３月２６日に「北緯２９度以南の南西諸島（琉球諸島及び大島諸島を含む。）に現存する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱いについて」（援護第 187号通知）により、沖縄にも援護法が適用されることになり、いよいよ援護事務が開始されることになった。

同年４月には、琉球政府においても社会局に援護課が新設された。国場瑞星課長以下、庶務係３名、援護係６名、復員係２名、恩給係３名、在外資産係１名、総勢１６名の陣容である。

本土都道府県では終戦後復員処理を進めており既に戦没者の死亡処理が終ろうとしていた。ところが沖縄においては戦後約７年間の空白があって、本土の場合と異なり援護業務の基盤となる復員処理が全くと言ってよい程行われていなかったので、終戦後本土において把握し得た者及び終戦前の死没者の把握済みの者を含めて約２万９６０件の該当者名簿登載者を掌握していたが、沖縄関係戦没者約２万柱、外地関係戦没者約５千柱については、全く調整が行われていなかった。

そこで沖縄の援護業務が正式に取り上げられた際、かかる多数の戦没者の復員を未処理のままとして請求事務に専念することは、援護業務の基盤が復員処理にあることから、将来の援護業務実施上支障があるとの反対があったが、沖縄で国内戦を

戦い、しかも戦後行政が分離され、幾多の辛酸をなめている現況で少なくも２万柱に対して、早急に援護の手を延ばすことが先決である旨の現実論により多数の復員未処理の解決を棚上げして、援護の請求事務を最優先として取り上げ、沖縄の援護事務が開始されたのである。

そして、昭和２８年７月３日に米国民政府了解のもとに第１回の遺族年金等の請求書類が進達される運びとなり、８月にはこれらの裁定通知書や年金証書が、田辺引揚援護庁次長参列のもと、主席室で交付された。

その後、昭和２８年１１月１６日に戸籍整備法が公布され、また各種事務講習等が日本政府の派遣事務官により行われ、着々と体制が整った。

また、日本政府から事務委託費の交付を受け、昭和２９年には嘱託職員を１８名増員し援護事務の促進を図った。

そして、各市町村にも６割補助による援護担当職員８５名を設置し、事務の促進を図った。

なお、援護事務が具体化するにつれて、戦災戸籍の整備が急がれ昭和２８年１１月１６日付で「戸籍整備法」が公布された。それまで宮古、八重山においては戸籍事務は戦前から引き継がれているが、沖縄本島については戦災で旧戸籍簿が焼失したため、昭和２２年の臨時戸籍取扱要綱により調整されていた。ところが、これでは戸籍の公証性に問題があるため旧戸籍簿の再製が計画されたものである。

とりあえず援護法、恩給法の請求事務が軌道に乗った昭和３０年における課題は、沖縄戦関係軍人軍属死没者の処理であった。

沖縄戦関係軍人軍属の復員処理促進のためには事務機構の確立と滅失資料の整備が必要であり、本省手持ち資料の現地への交付方を要望したが実現されず、旧陸海軍復員担当官（坂本班長、比嘉、国吉事務官）の長期派遣（琉政負担）が取り上げられ、昭和３０年８月厚生省から３事務官が來島した。これにより、昭和３０年後半より死亡公報が続々発せられることとなった。

また、当初の援護法適用時点では女子学徒で看護婦として従軍した人は軍属として取り扱われたが、男子学徒の身分については現役兵として入営した者等を区分し復員業務の中で軍人、軍属の身分を決めることとしていた。

そして、昭和３０年１１月の合同調査会が開かれ個人資料調査を開始し、翌３１年３月２４日に調査整理を完了し、調査票が南連を通じて厚生省へ送付された。その結果、戦没学徒については軍人とすることが確定された。

また、昭和３２年３月２８日から５月１２日の間、厚生省引揚援護局から、坂本班長、比嘉事務官、佐藤課長らが戦闘参加者調査のため来沖し、各地を回り関係者

から事情を聴取し検討した結果、戦闘参加の内容を設定すると同時に援護課、各市町村に対し事務指導を行った。

その後、各市町村では戦闘参加申立書を該当者からとり、これを厚生省に進達して戦闘参加者該当者が決定されるようになった。そして、昭和３４年４月から準軍属である戦闘参加者にも障害年金、遺族給与金が支給されることになった。

つまり、戦時中、国家総動員法に基づいて徴用され敵弾により死亡し負傷を受けた者、及び軍の要請により戦斗に協力し任務遂行中、死亡又は負傷した者は戦斗協力者として準軍属の身分を有することになり、援護法適用時は３万円（日円）の弔慰金が国債で支給されたのみであったが、昭和３４年からは遺族給与金、障害年金も支給されるようになったのである。

その認定手続は以下の要領で処理された。

① 遺族から「戦斗参加申立書」を市町村役場に提出する。

② 市町村はこの申立書を審査して、戸籍照合のうえ義勇隊、直接戦斗、弾薬、食糧、患者等の輸送、陣地構築、炊事、救護等雑役、食糧供出、壕の提供等を書き入れ、これに戦斗参加概況書を添付し、連名簿を４部作成して援護課に送付する。

③ 援護課ではこれを審査して事実認証の上、厚生省未帰還調査部、海軍は佐世保地方復員部に進達する。

④ 厚生省未帰還調査部、又は佐世保地方復員部ではこれを審査の上、連名簿に該当、非該当の印を押して、援護課に返信する。

⑤ 援護課では諸帳簿を整理して、連名簿を市町村に送付する。

⑥ 市町村からこれによって、該当遺族に通知して弔慰金の請求手続きをさせる。

また、昭和３７年には「沖縄戦戦斗協力者死没者等見舞金支給要綱」（昭和37.2.16閣議決定）により、援護法による弔慰金の支給を受けるための申立書が提出されている者で、同法の給付の対象とならなかった者、例えば６歳未満等の遺族に対し死没者１人あたり２万円の見舞金が支給された。

６歳未満の処遇については、その後昭和５４年１２月沖縄戦傷害者の会が結成されたことから、援護法適用の要望が持ち上がってきた。

第１回の総会において、沖縄戦で多くの人命を失い、そのうえに多くの戦災傷害者を出したが、当時６歳未満の負傷者については「国との雇用関係がなかった」という理由で、政府はなんらの補償も援護もしていないとして、

① ６歳未満沖縄戦傷害者にも援護措置をすること、

② ６歳未満沖縄戦傷害者の実態調査を早急に実施すること、

③ 戦時災害援護法を即時実施すること

の３項目について決議がなされ、県に要請が行われた。

その後、県としても調査検討を行ったが、軍との雇用関係がなく補償実現は困難な見通しであったが、実態調査を含めて強力な要請を行いたいと議会でも答弁している。

そして、昭和５５年１月に来沖した野呂厚生大臣は、沖縄戦の被災は十分理解できるとし、６歳未満の被災者補償について積極的に援護したいと述べた。

その後、厚生省と沖縄県で調整を重ねた末、国は、昭和５６年１０月から沖縄戦に参加した沖縄戦当時６歳未満の戦傷病者及び戦没者遺族について保護者と一体となって行動せざるを得なかったため、保護者の戦闘参加の実態により戦闘参加者として援護法を適用し処遇することを決定した。

以上の援護事務を促進するため、昭和２９年には沖縄遺族連合会や沖縄傷夷軍人会などの援護事務補助団体に補助金が交付され、同年１１月５日には沖縄遺族連合会が設立認可され、翌３０年3月２８日には沖縄傷痍軍人会が設立認可され、援護事務の側面からの援助が確立されることになった。

また、サイパン、テニアンなど外地における６歳未満についても、県遺族連合会や南洋群島帰還者会の要請活動により、昭和６３年に戦闘参加者とみなして援護法の適用が決定された。

この申請にあたっては、行動経過書や現認者の立証などが必要であるが、さらに昭和３２年の引揚者遺族給付金や４２年の引揚者遺族特別給付金等の申請書も資料として活用され、平成７年３月末で弔慰金８０件が裁定されている。

資　料　　市町村別弔慰金裁定状況　　（平成7年3月末現在）　単位：人

市町村名	受給者数					
	軍人・軍属			戦闘参加者		
	陸軍	海軍	合計	陸軍	海軍	合計
那覇市	5,622	1,628	7,250	11,741	880	12,621
石川市	507	229	736	135	24	159
具志川市	1,142	473	1,615	222	16	238
宜野湾市	1,348	254	1,602	2,232	12	2,244
平良市	375	188	563	35	10	45
石垣市	486	145	631	68	12	80
浦添市	975	154	1,129	2,962	11	2,973
名護市	1,741	512	2,253	1,046	70	1,116
糸満市	2,744	430	3,174	5,470	42	5,512
沖縄市	1,644	485	2,129	1,159	69	1,228
国頭村	636	134	770	278	13	291
大宜味村	476	138	614	341	0	341
東村	157	32	189	55	0	55
今帰仁村	732	157	889	380	9	389
本部町	1,360	371	1,731	1,122	16	1,138
恩納村	376	151	527	365	22	387
宜野座村	252	57	309	71	3	74
金武町	458	145	603	119	20	139
伊江村	903	54	957	743	0	743
与那城町	609	271	880	61	18	79
勝連町	453	118	571	112	5	117
読谷村	1,833	207	2,040	478	5	483
嘉手納町	469	79	548	161	5	166
北谷町	497	165	662	363	17	380
北中城村	692	114	806	557	6	563
中城村	835	144	979	2,584	3	2,587
西原町	924	149	1,073	3,263	12	3,275

豊見城村	839	221	1,060	2,283	43	2,326
東風平町	784	172	956	2,488	38	2,526
具志頭村	581	89	670	1,483	2	1,485
玉城村	630	142	772	1,007	7	1,014
知念村	399	57	456	531	2	533
佐敷町	436	79	515	742	1	743
与那原町	370	87	457	817	0	817
大里村	520	98	618	1,566	3	1,569
南風原町	903	112	1,015	2,394	6	2,400
仲里村	221	91	312	13	28	41
具志川村	173	60	233	33	36	69
渡嘉敷村	96	27	123	330	0	330
座間味村	165	30	195	370	1	371
栗国村	130	67	197	207	0	207
渡名喜村	102	40	142	64	4	68
南大東村	9	0	9	3	0	3
北大東村	4	0	4	1	0	1
伊平屋村	122	39	161	39	3	42
伊是名村	145	72	217	13	6	19
城辺町	157	86	243	8	2	10
下地町	127	49	176	9	0	9
上野村	55	26	81	3	2	5
伊良部町	232	59	291	14	3	17
多良間村	40	20	60	1	0	1
竹富町	199	9	208	6	2	8
与那国町	87	27	114	2	0	2
本籍沖縄 他県在住	759	208	967	160	0	160
本籍他県 沖縄在住	63	43	106	73	0	73
合計	36,594	8,994	45,588	50,783	1,489	52,272
	97,860					